

経営者向け『会社の税務会計通信』R5.4月号

税務署に納付する消費税はどうやって計算する？

原則課税と簡易課税の2つの方法があります！

消費税の計算方法には、**原則課税**と**簡易課税**があります。原則課税による計算は煩雑で手間がかかることから、基準期間（その事業年度の前々年度）における課税売上高が**5,000万円以下**の**事業者**には簡易課税制度が認められています。

【計算式】

- ①**原則課税** 消費税額 = 課税売上に係る消費税額 - 課税仕入れ等に係る消費税額
 ②**簡易課税** 消費税額 = 課税売上に係る消費税額 - (課税売上に係る消費税額 × みなし仕入率)

Q 不動産管理会社を営んでいますが、原則課税と簡易課税のどちらを選択した方が有利になるのでしょうか？

例) 年間不動産管理収入 2,200万円 / 年間管理費・経費 550万円
 (1) 課税標準額に対する消費税額 200万円
 (2) 実額計算による課税仕入れに係る消費税額 50万円
 (3) みなし仕入率（不動産管理業は第6種） 40%

どちらが有利？

A	① 原則課税	
	課税標準に対する消費税額	200万円
	実額計算による課税仕入れに係る消費税額	50万円
	差引税額	150万円
	② 簡易課税	
	課税標準に対する消費税額	200万円
	みなし仕入率による消費税額 $200万円 \times 40\% = 80万円$	
	差引税額	120万円

①150万 > ②120万

∴ 簡易課税有利！

節税手段が限られている消費税の中で課税方式の選択は数少ない対応策の一つです。しかし、その判断は適用したい会計期間が始まる前にしなければならない上に高度な消費税のシミュレーション計算が求められます。消費税の計算でお困りの方は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

この記事は配信用に税金を簡易な表現で記載しております。詳細は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

■ 電話・メール相談



TEL : 03-3344-3301
 FAX : 03-3344-9053
 Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30~17:30
 (土・日・祝は12:00~13:00除く)

編集担当：丸山 恵美



面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分） 03-3344-3301
 横浜相談所（横浜スカイビル20階：横浜駅直結） 045-440-6678
 東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分）
 03-3344-3308